

請願第66号

請 願 書

平成30年6月18日

郡山市議会議長

佐藤政喜様

郡山市虎丸町7-7 郡山市労働福祉会館内
日本労働組合総連合会
福島県連合会郡山地区連合会
議 長 安 藤 和 彦

紹介議員 蛇石郁子
岩崎真理子
今村剛司
飛田義昭
橋本幸一

地方財政の充実・強化を求める意見書提出の請願について

〔請願趣旨〕

地方自治体は、子育て支援策の充実と保育人材の確保、高齢化が進行する中での医療・介護などの社会保障への対応、地域交通の維持など、果たす役割が拡大する中で、人口減少対策を含む地方版総合戦略の実行やマイナンバー制度への対応、大規模災害を想定した防災・減災事業の実施など、新たな政策課題に直面しています。

一方、地方公務員をはじめとした公的サービスを担う人材に限られる中で、新たなニーズへの対応と細やかな公的サービスの提供が困難となっており、人材確保を進めるとともに、これに見合う地方財政の確立をめざす必要があります。

こうした状況にもかかわらず、社会保障費の圧縮や「公的サービスの産業化」など地方財政をターゲットとした歳出削減にむけた議論が加速しています。とくに、「トップランナー方式」の導入は、民間委託を前提とした地方交付税算定を容認するものであり、地方財政全体の安易な縮小につながるものが危惧されるものとなっています。「インセンティブ改革」とあわせ、地方交付税制度を利用した国の政策誘導であり、客観・中立であるべき地方交付税制度の根幹を揺るがしかねないもので

す。

本来、必要な公共サービスを提供するため、財源面を担保するのが地方財政計画の役割です。しかし、財政再建目標を達成するためだけに歳出削減が行われ、結果として不可欠なサービスが削減されれば、本末転倒であり、国民生活と地域経済に疲弊をもたらすことは明らかです。

このため、2019年度（平成31年度）の政府予算と地方財政の検討にあたっては、国民生活を犠牲にする財政とするのではなく、歳入・歳出を的確に見積もり、人的サービスとしての社会保障予算の充実と地方財政の確立をめざすことが必要です。

つきましては、以下の事項について、地方自治法第99条の規定により、国に対して、意見書を提出されるようお願いいたします。

[請願事項]

- 1 社会保障、災害対策、環境対策、地域交通対策、人口減少対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保をはかること。
- 2 子ども・子育て支援新制度、地域医療の確保、地域包括ケアシステムの構築、生活困窮者自立支援、介護保険制度や国民健康保険制度の見直しなど、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保および地方財政措置を的確に行うこと。
- 3 地方交付税における「トップランナー方式」の導入は、地域によって人口規模・事業規模の差異、各自治体における検討経過や民間産業の展開度合いの違いを無視して経費を算定するものであり、廃止・縮小を含めた検討を行うこと。
- 4 災害時においても住民の命と財産を守る防災・減災事業は、これまで以上に重要であり、自治体庁舎をはじめとした公共施設の耐震化や緊急防災・減災事業の対象事業の拡充と十分な期間の確保を行うこと。また、2015年度の国勢調査を踏まえた人口急減・急増自治体の行財政運営に支障が生じることがないように、地方交付税算定のあり方を引き続き検討すること。
- 5 地域間の財源偏在性の是正のため、偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、抜本的な解決策の協議を進めること。
同時に、各種税制の廃止、減税を検討する際には、自治体財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保をはじめ、財政運営に支障が生じることがないように対応をはかること。
- 6 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかり、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握、小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講じること。

同時に、地方交付税原資の確保については、臨時財政対策債に過度に依存しな

いものとし、対象国税4税（所得税・法人税・酒税・消費税）に対する法定率の引き上げを行うこと。

7 自治体の基金残高を、地方財政計画や地方交付税に反映させないこと。

請願第67号

請 願 書

平成30年6月19日

郡山市議会議長

佐藤政喜様

福島市上浜町10-38

福島県教職員組合

中央執行委員長 角田政志

紹介議員 蛇石郁子

岡田哲夫

今村剛司

飛田義昭

「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める請願書

〔請願趣旨〕

東日本大震災から7年が経過しました。東日本大震災で被災をし、経済的理由により就学等が困難な子どもを対象に、「被災児童生徒就学支援等事業」が全額国庫負担の単年度の交付金事業として行われています。平成30年度も、東日本大震災復興特別会計による被災児童生徒就学支援等事業として計上され、66億円が予算化されています。

この事業を通して、幼稚園児の就園支援、小中学生に対する学用品等の援助や通学支援（スクールバス運行による通学手段の確保にかかる経費を含む）、高校生に対する奨学金支援、特別支援学校等に在籍する児童生徒への就学奨励、私立学校及び専修学校・各種学校の授業料減免などが実施されています。

政府の基本計画により、被災地に対する「集中復興期間」は平成27年度で終了し、平成28年度からは「復興・創生期間」となりました。平成28年3月11日に閣議決定された『「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針』の「具体的な取組」の中にも「被災した子どもが安心して学ぶことができる教育環境の確保に取り組む」とあります。

本事業の対象家庭は、全国47都道府県すべてに上ります。福島県では、平成29年10月時点で約1万8千人の子どもたちが県内外で避難生活を送っています（福島県こども・青少年政策課公表）。経済的な支援を必要とする子どもたちは多く、子どもたちの就学・修学のためには、長期的な支援がなくてはなりません。学校現場からも事業の継続を強く望む声が届いています。

「被災児童生徒就学支援等事業」の継続による就学支援は非常に重要です。事業に係る予算措置は単年度のため、事業が終了、もしくは規模が縮小することとなれば、自治体負担となることも危惧されます。地方から「必要である」との声を中央に届けることが必要となります。

こうした状況をふまえ、経済的に困窮している家庭の子どもたちの就学・修学に対し、いきとどいた支援が保障されるよう、下記事項について、地方自治法第99条の規定により、国に対して、意見書を提出されるようお願いいたします。

[請願事項]

東日本大震災によって経済的に困窮している家庭の子どもたちの就学・修学を保障するため、平成31年度以降も、全額国庫で支援する「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、十分な就学支援に必要な予算確保を国へ要望する意見書を提出すること。

請願第68号

請 願 書

平成30年6月19日

郡山市議会議長

佐 藤 政 喜 様

郡山市喜久田町字赤沼向4-5

I 女性会議郡山支部常任委員会

特別常任委員 渡 部 衣 子

紹介議員 蛇 石 郁 子

高 橋 善 治

飛 田 義 昭

旧優生保護法下における優生手術の被害者に対する補償及び救済等の
早期解決を求める請願

〔請願趣旨〕

「優生上の見地から不良な子孫の出生を防止する」と定めた旧優生保護法に基づき、1996年に同法が母体保護法に改正されるまでの約半世紀あまりの間、本人同意のない強制不妊手術を含む優生手術が、国の通知や都道府県の行政措置の下、数多く実施されてきました。旧厚生省の衛生年報等によれば、全国で約2万5000人が不妊手術を受け、そのうち1万6500人が本人同意のない強制手術だったとされています。

これまで、1998年の国連の自由権規約人権委員会や、2016年の国連の女子差別撤廃委員会からの優生手術の被害者に対する補償措置等を求める勧告が出されてきましたが、国は何ら対応せず、優生手術の被害者は放置されたままでした。誤った優生思想によって国民が著しい人権侵害を受けたと認められる事態の解明と被害者の救済は、もはや放置できないことは明白です。

国会では、全会派からなる「優生保護法下における強制不妊手術について考える議員連盟」が発足し、強制手術の被害者には結婚が破談となったり、子どもを産み育てる夢を奪われたり、健康被害を訴えたりするなど、幸福追求権を保障した憲法第13条などの侵害に当たることは明らかであること、また、国からの正式な謝罪や

補償もいまだ行われていないとして、実態調査やヒアリングを実施するとともに、被害者や当事者団体、市民団体との連携・協力を進め、具体的な支援の仕組みを検討することとしています。

優生手術の被害者は高齢化が進み、解決を急がなければなりません。過去の反省に立って、一日も早く政治的及び行政的な責任に基づく解決策を実現すべきです。

つきましては、以下の事項について、地方自治法第99条の規定により、国に対して、意見書を提出されるようお願いいたします。

[請願事項]

- 1 国は、優生手術の被害者がすでに高齢化し、また、全国における優生手術の実態解明が時間的経過とともに困難になることから、優生手術に関する被害者の実態を速やかに調査し、記録の適正な保存を行うこと。
- 2 被害者に対する補償及び救済等の実施により早期解決を図ること。
- 3 全都道府県での相談窓口設置を行うなど、被害者に寄り添う対応を強化すること。